

(証券コード 2989)

2022年10月12日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目14番3号

東 海 道 リ ー ト 投 資 法 人

執行役員 江 川 洋 一

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、東海道リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第2回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2022年10月27日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第42条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、かかる投資主様につきましては、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになり、かつ、その有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人の現行規約抜粋）

第42条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表

した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月28日（金曜日）午前10時00分
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ① 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合には、修正後の事項を、本投資法人ウェブサイト（<https://www.tokaido-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ② 本投資法人の資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染防止にできる限り努めるため、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催いたしません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、本投資主総会では、以下の対応を行うことを予定しております。

投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

(投資主様へのお願い)

- ・ 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができます。
投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止及び投資主の皆様の安全確保の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・ 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安のある方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重に検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の感染状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。

(来場される投資主様へのお願い)

- ・ 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一、お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご来場の投資主様におかれましては、本投資主総会当日は、会場内ではマスクを着用の上、会場受付でのアルコール消毒液による手指の消毒の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
また、会場のある東京証券取引所ビル入館時には体温測定が実施され、検温の結果、発熱（37.5度以上）のある投資主様、咳等の症状を有する投資主様には、入館を拒否される場合がございますので、あらかじめご了承ください。
加えて、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席いただくようお願いする場合がございますの

で、あらかじめご了承ください。

- ・本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で対応させていただきます。
- ・上記の各対応により、会場への入場が混雑する場合が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕を持ってお来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・上記のほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人ウェブサイト (<https://www.tokaido-reit.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約第17条、第18条第6号及び第8号並びに第19条第4号）。
- (2) 投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約に定めることができることと投信法で定められており、本投資法人では「一定の日」として9月15日を定めていたところ、投資主総会の開催準備や招集時期等を考慮し、当該「一定の日」を10月1日に変更するものです（現行規約第35条第3項）。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、次のとおり規約変更を行うものです。
 - ① 2022年9月1日付で投資主総会資料の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることに伴い、当該変更を確認的に規定するものです（変更案第35条第5項）。
 - ② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです（変更案第35条第6項）。
 - ③ 上記①及び②の規定の新設に伴い、その適用時期等に関する附則を設けるものです（変更案第56条）。
- (4) 上記の他、本投資法人の設立の際又は第1期の営業期間において必要とされた規約記載事項のうち不要となった規定の削除、字句の修正及び条数の整備等の所要の変更を行うものです（現行規約第24条、第45条、第52条及び別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系(1)）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 規 約	変 更 案
第17条（資産評価の基準日） 本投資法人の資産評価の基準日は、第24条に定める各決算期とする。ただし、第11条第1項第2号及び同条第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額をもって評価できる資産については、毎月末とする。	第17条（資産評価の基準日） 本投資法人の資産評価の基準日は、第24条に定める各決算期とする。ただし、第11条第1項第2号及び同条第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額（<u>金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。</u>）をもって評価できる資産については、毎月末とする。
第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(5)（省略） (6) 有価証券（第11条第1項第2号、第2項③、④及び⑥に定めるもの） 以下の方法により評価する。<u>なお、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</u> (i) <u>当該有価証券の市場価格がある場合市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。</u>	第18条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1)～(5)（現行どおり） (6) 有価証券（第11条第1項第2号、第2項③、④及び⑥に定めるもの） 以下の方法により評価する。 (i) <u>満期保有目的の債券に分類される場合取得原価をもって評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
(ii) <u>市場価格がない場合</u> 合理的な方法により算定された価額とする。 (7) (省略) (8) デリバティブ取引に係る権利（第11条第2項⑦に定めるもの） (i) <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値をいい、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。）に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u> <u>(ii) 金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u> <u>(iii) 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</u> (9)～(10) (省略)	(ii) <u>その他有価証券に分類される場合</u> <u>時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等（出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを含む。）は、取得原価をもって評価する。</u> (7) (現行どおり) (8) デリバティブ取引に係る権利（第11条第2項⑦に定めるもの） (i) <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u> (削除) <u>(ii) 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</u> (9)～(10) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。 (1)～(3)（省略） (4) デリバティブ取引に係る権利（前条第1項第8号(iii)に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合） 前条第1項第8号(i)又は(ii)に定める価額	第19条（有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等における価格） 有価証券届出書、有価証券報告書及び資産運用報告等に価格を記載する目的で、前条と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。 (1)～(3)（現行どおり） (4) デリバティブ取引に係る権利（前条第1項第8号(ii)に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合） 前条第1項第8号(i)に定める価額
第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期の営業期間は、本投資法人成立の日から2022年1月末日までとする。</u>	第24条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで、及び8月1日から翌年1月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。
第35条（投資主総会の招集） 1. ～2. （省略） 3. 投資主総会は、<u>2022年9月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの9月15日及び同日以後遅滞なく招集する。</u> また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （省略） （新設） （新設）	第35条（投資主総会の招集） 1. ～2. （現行どおり） 3. 投資主総会は、<u>2024年10月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの10月1日及び同日以後遅滞なく招集する。</u> また、本投資法人は必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。 4. （現行どおり） 5. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 6. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 規 約	変 更 案
第45条（役員の選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により設立に際して役員となる設立時役員はこの限りでない。</u>	第45条（役員の選任） 執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は、投資主総会の決議によって選任する。
第52条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立に際して会計監査人となる設立時会計監査人はこの限りでない。</u>	第52条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。
（新設） （新設）	第13章 附則 <u>第56条（電子提供措置に関する規定の適用等）</u> 1. <u>第35条第5項及び第6項の規定は2022年9月1日から6か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会については適用しない。</u> 2. <u>本章は、2022年9月1日から6か月を経過した日にこれを削除する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系 (1) 運用報酬Ⅰ（資産残高基準） 本投資法人の当該営業期間末日における運用資産の取得価格（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）の総額に当該営業期間の実日数を乗じ365で除した金額に、年率0.5%を上限として本投資法人と資産運用会社の間で別途合意した料率を乗じた金額（1円未満切り捨て）。 <u>なお、本投資法人の設立後最初の営業期間に係る報酬については、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価格（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）に当該特定資産を取得した日から設立後最初の営業期間の末日までの実日数を乗じ365で除した金額に、年率0.5%を上限として本投資法人と資産運用会社の間で別途合意した料率を乗じた金額（1円未満切り捨て）を運用報酬Ⅰとする。</u> (2)～(4)（省略） 2. （省略）	別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 1. 報酬体系 (1) 運用報酬Ⅰ（資産残高基準） 本投資法人の当該営業期間末日における運用資産の取得価格（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。）の総額に当該営業期間の実日数を乗じ365で除した金額に、年率0.5%を上限として本投資法人と資産運用会社の間で別途合意した料率を乗じた金額（1円未満切り捨て）。 (2)～(4)（現行どおり） 2. （現行どおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員江川洋一から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の現行規約第46条第1項第一文但書を適用し、選任される2022年10月28日より、2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2022年9月16日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴、本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
え がわ よう いち 江 川 洋 一 (1961年4月26日)	1984年4月	株式会社静岡銀行入行
	1999年11月	同行 銀座支店次長
	2002年4月	同行 伊豆高原支店長
	2004年6月	同行 東京支店副支店長
	2005年2月	同行 銀座支店長（東京支店副支店長兼務）
	2007年4月	同行 藤沢支店長
	2008年10月	同行 東部カンパニー営業推進担当部長
	2011年10月	同行 大井町支店長
	2013年4月	同行 新宿支店長
	2016年4月	静銀リース株式会社 執行役員
	2019年6月	ヨシコン株式会社入社
		東海道リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長 (ヨシコン株式会社から出向、現任)
	2021年2月	東海道リート投資法人 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・上記執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、2022年7月31日付で本投資法人の投資口を0口（1口未満切り捨て）所有しております。
- ・本投資法人は、上記執行役員候補者を被保険者として、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しています。当

該保険契約を締結することにより、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で填補することとする予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、2022年10月28日付で、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第46条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2022年9月16日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
か とう よし のぶ 加 藤 貴 将 (1974年10月20日)	1998年4月	東北電力株式会社入社
	2006年9月	株式会社ダヴィンチセレクト（現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）入社
	2016年12月	ヨシコン株式会社入社
	2018年4月	東海道リート・マネジメント株式会社取締役投資運用部長（ヨシコン株式会社から出向、現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東海道リート・マネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、2022年7月31日付で本投資法人の投資口を0口（1口未満切り捨て）所有しております。
- ・本議案により選任される補欠執行役員については、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行うことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しています。当該保険契約を締結することにより、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で填補することとする予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員渡邊宏毅及び林大樹の両名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第46条第1項第一文但書を適用し、選任される2022年10月28日より、2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	わた なべ こう き 渡 邊 宏 毅 (1975年6月17日)	2001年4月 2003年4月 2010年11月 2011年12月 2012年8月 2014年7月 2021年2月	静岡県職員 商工労働部技術振興室（主事） 静岡県職員 土木部下田土木事務所用地課（主事） 最高裁判所 司法研修所（司法修習） 弁護士登録 鳥飼総合法律事務所 衆議院法制局（出向） 鳥飼総合法律事務所（現任） 東海道リート投資法人 監督役員（現任）
2	はやし ひろ き 林 大 樹 (1980年6月19日)	2003年10月 2011年10月 2012年6月 2015年7月 2021年2月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 林総合会計事務所（現ALBA税理士法人）代表社員（現任） 一般社団法人静岡県都市開発協会 監事（現任） 社会福祉法人夢殿会 監事（現任） 東海道リート投資法人 監督役員（現任）

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を保有していません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、上記監督役員候補者両名を被保険者として、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しています。当該保険契約を締結することにより、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で填補することとする予定です。

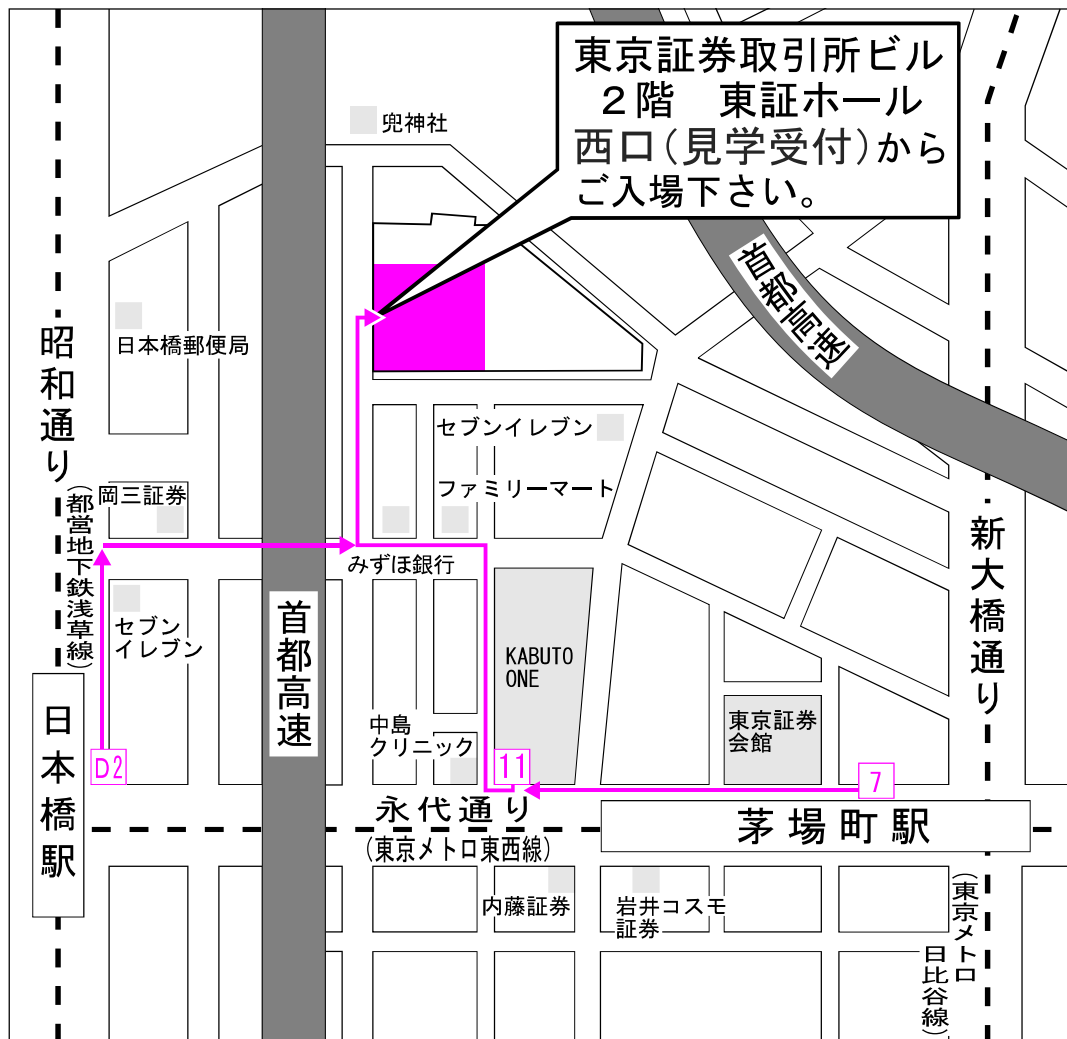
参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第42条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第42条第3項が適用される上記第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2022年9月21日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩 5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩 7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩 5分

お願い

- ご入場の際に、サーモグラフィーカメラによる検温、警備員による金属探知機の検査があります。検温で37.5度以上の発熱が認められた投資主様、そのほか、発熱、咳等の新型コロナウイルス感染を疑わせる症状がある投資主様はご入館頂くことができませんので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。